

令和2年 5月27日
天嶽院下自治会 会長 大森 純一

(連絡) 村岡市民の家の利用禁止期間の延長と、 利用再開についてのお知らせ

新型コロナウイルスの影響による、緊急事態宣言も漸く解除されたことを受けて、当自治会の活動で利用している「村岡市民の家」のご利用に関して、市の市民自治推進課から、新たに連絡がありましたので、お知らせします。

◆利用禁止期間の再延長と利用再開について

- ①延長期間は、「～6月14日まで」で確定。
- ②6月15日（月）は、
”利用予約開始日”として、市民の家を開けます。
- ③利用再開は、6月16日（火）～とします。

上記利用再開後も、以下の点に注意してご利用下さい。

- ・「3密」対策
- ・手指消毒の励行
- ・マスク着用

また新しく非接触型体温計を市民の家に設置しますので、手指消毒液と合わせてご利用下さい。

*自治会活動について

上記の利用再開を受けて、16日（火）～の活動は、予定通り進める方向ですが、第2波感染が発生した場合、再度見直しがあるかも知れませんので、ご理解願います。

◆各世帯への微酸性電解水の配布期間の延長

- ・～8月31日まで延長されました。

以上